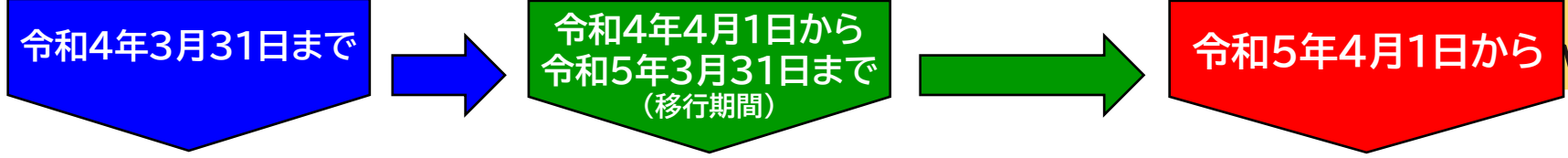


施設使用料変更のながれ



区分 室名	令和4年3月31日まで		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで (移行期間)				令和5年4月1日から			
	9時から 17時まで 利用2時間につき	17時から 21時30分 利用2時間につき	午前 9時から 12時	午後 12時から 17時	夜間 17時から 22時	全日 9時から 22時	午前 9時から 12時	午後 12時から 17時	夜間 17時から 22時	全日 9時から 22時
1F和室	300円	410円	300円	300円	410円	1,480円	530円	530円	760円	1,480円
料理実習室	300円	410円	300円	300円	410円	2,280円	850円	850円	1,060円	2,280円
集会室	300円	410円	300円	300円	410円	1,480円	530円	530円	760円	1,480円
軽運動室	300円	410円	300円	300円	410円	2,090円	760円	760円	1,100円	2,090円
相談室	300円	410円	300円	300円	410円	1,480円	530円	530円	760円	1,480円
音楽室	300円	410円	300円	300円	410円	1,480円	530円	530円	760円	1,480円

長井市勤労青少年ホーム設置条例が廃止になり、長井市勤労青少年ホームは令和4年3月31日をもって閉所になりました。

長井市勤労青少年ホームの施設だったこれらの6つの部屋は、中央コミュニティセンターの施設に移行となり、使用料も長井市コミュニティセンター条例に定められた時間区分・料金に変更されることになりました。ただし、変更までの移行期間を設け、令和4年度は時間区分と全日料金のみを変更しました。

1年の移行期間に十分な周知を行ったことから、令和5年度より長井市コミュニティセンターとしての使用料に変更になります。

